

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 適合証明手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人ふくしま建築住宅センター適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)第26条第1項の規定に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(新築住宅(一戸建て)の手数料)

第2条 新築住宅(一戸建て)の手数料は、申請一件につき、融資種別及び検査区分に応じ、別表1及び別表2に掲げる額とする。

(新築住宅(共同住宅等)の手数料)

第3条 新築住宅(共同住宅等)の手数料は、申請一件につき、融資種別、申請及び検査区分に応じ、別表3及び別表4に掲げる額とする。

(中古住宅(一戸建て)における手数料)

第4条 中古住宅(一戸建て)の手数料は、申請一件につき、融資種別に応じ、別表5に掲げる額とする。

(中古住宅(共同住宅等)における手数料)

第5条 中古住宅(共同住宅等)の手数料は、申請一件につき、融資種別に応じ、別表6に掲げる額とする。

(リノベ(一戸建て及び共同住宅等)における手数料)

第6条 リノベ(一戸建て及び共同住宅等)の手数料は、申請一件につき、融資種別に応じ、別表7に掲げる額とする。

(リフォームにおける手数料)

第7条 リフォームの手数料は、申請一件につき、融資種別に応じ、別表8に掲げる額とする。

(賃貸住宅における手数料)

第8条 賃貸住宅の手数料は、申請一件につき、融資種別に応じ、別表9に掲げる額とする。

(設計検査の変更及び現場検査の再検査における手数料)

第9条 設計検査の変更の手数料は、申請一件につき、次に定める額とする。

一 一戸建て住宅及び共同住宅等

- ア 断熱構造等又は省エネルギー性に関する基準に変更がある場合
一戸当たり、10,000円(税込価格11,000円)
- イ ア以外の場合 一戸当たり、5,000円(税込価格5,500円)

二 賃貸住宅

- ア 断熱構造等又は省エネルギー性に関する基準に変更がある場合
一戸当たり、7,000円(税込価格7,700円)
- イ ア以外の場合 一戸当たり、2,000円(税込価格2,200円)

2 現場検査(中間、竣工及び竣工済み特例を含む。)の再検査の手数料は、申請一件につき、次に定める額とする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 一 新築住宅及び中古住宅 | 一戸当たり、10,000円（税込価格11,000円） |
| 二 賃貸住宅 | 一戸当たり、5,000円（税込価格5,500円） |

（特別の理由を有する住宅の手数料）

第10条 第2条から第9条までに定める手数料を適用できない特別な理由を有する住宅の適合証明については、センターの理事長は別途特例の手数料を定めることができる。

（適合証明書等の再交付手数料）

第11条 適合証明書の再交付の手数料は、一件につき 5,000 円（税込 5,500 円）とする。他の書類の再交付については、センターの理事長が別に定める。

（手数料の支払方法）

第12条 依頼者は、手数料を設計検査及び現場検査の申込時に現金又は銀行振込により納入するものとする。ただし、申請前にセンターと別途協議して合意した場合は、別の支払期日及び納入方法によることができる。

（委任）

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 新築住宅（一戸建て） フラット35

(単位：円)

検査区分		確認検査がセンターの場合				確認検査がセンター以外の場合又は 建築確認が不要な場合			
		設計検査	中間 現場検査	竣工 現場検査	竣工済み 特例	設計検査	中間 現場検査	竣工 現場検査	竣工済み 特例
フラット 35		22,000 (税込価格 24,200)	17,000 (税込価格 18,700)	22,000 (税込価格 24,200)	61,000 (税込価格 67,100)	28,000 (税込価格 30,800)	23,000 (税込価格 25,300)	28,000 (税込価格 30,800)	79,000 (税込価格 86,900)
フラット 35S Aプラン Bプラン	耐震性（機 構承認住宅 以外）の基 準の場合	29,000 (税込価格 31,900)	24,000 (税込価格 26,400)	22,000 (税込価格 24,200)	(※4) 75,000 (税込価格 82,500)	38,000 (税込価格 41,800)	30,000 (税込価格 33,000)	28,000 (税込価格 30,800)	(※4) 96,000 (税込価格 105,600)
	省エネルギ ー性の基準 の場合	22,000 (税込価格 24,200)	17,000 (税込価格 18,700)	22,000 (税込価格 24,200)	61,000 (税込価格 67,100)	31,000 (税込価格 34,100)	23,000 (税込価格 25,300)	28,000 (税込価格 30,800)	82,000 (税込価格 90,200)
	上記以外の 基準の場合	24,000 (税込価格 26,400)	17,000 (税込価格 18,700)	22,000 (税込価格 24,200)	63,000 (税込価格 69,300)	33,000 (税込価格 36,300)	23,000 (税込価格 25,300)	28,000 (税込価格 30,800)	84,000 (税込価格 92,400)
フラット 35S ZEH	BELS 評価 書(※1)又は 設計住宅性 能評価書(※ 2)を提出す る場合	13,000 (税込価格 14,300)	17,000 (税込価格 18,700)	22,000 (税込価格 24,200)	52,000 (税込価格 57,200)	22,000 (税込価格 24,200)	23,000 (税込価格 25,300)	28,000 (税込価格 30,800)	73,000 (税込価格 80,300)
	設計内容説 明書及び計 算書等を提 出する場合	40,000 (税込価格 44,000)	17,000 (税込価格 18,700)	22,000 (税込価格 24,200)	79,000 (税込価格 86,900)	49,000 (税込価格 53,900)	23,000 (税込価格 25,300)	28,000 (税込価格 30,800)	100,000 (税込価格 110,000)
<p>1 住宅仕様基準又は誘導仕様基準により、住宅の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級が確認できる場合、設計検査又は竣工済み特例の手数料から 3,000 円（税込価格 3,300 円）を減額する（フラット 35S ZEH を除く。）。</p> <p>2 証明書等（※3）により、住宅の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級が確認できる場合、設計検査又は竣工済み特例の手数料から 9,000 円（税込価格 9,900 円）を減額する（フラット 35S ZEH を除く。）。</p> <p>3 上記 1 及び 2 のいずれにも該当する場合は、上記 2 のみ適用する。</p> <p>4 フラット 35 維持保全型の手数料は、フラット 35S の「耐震性（機構承認住宅以外）の基準の場合」を適用する。</p> <p>5 フラット 35S(Aプラン)の耐震性の基準で免振建築物である住宅の手数料は、別途見積もりとする。</p>									

- ※1 BELS評価書：BELS評価機関から交付されたZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedの評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）をいう。
- ※2 設計住宅性能評価書：断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 の基準を満たす設計住宅性能評価書（写）をいう。
- ※3 証明書等：次に掲げる書類で、フラット35の断熱構造等の基準が確認できるもの、フラット35S(Aプラン又はBプラン)の省エネルギー性の基準を満たすことが確認できるもの、又はフラット35Sの耐震性の基準が確認できるものをいう。
- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
 - 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）
 - 三 設計住宅性能評価書（写）
 - 四 BELS評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）
 - 五 長期優良住宅認定通知書（写）及び長期使用構造等確認書（写）
- ※4 建設住宅性能評価書（写）等により基準に適合していることが確認できる場合に限る。

別表2 新築住宅（一戸建て） 財形住宅

(単位：円)

融資種別	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
財形住宅融資（建設・購入）	10,000 (税込価格11,000)	15,000 (税込価格16,500)	15,000 (税込価格16,500)

別表3 新築住宅（共同住宅等）

申請区分		フラット35（一般申請） （単位：1戸当たり、円）				フラット35登録マンション（一括申請） （単位：1棟当たり、円）			
		確認検査がセンターの場合		確認検査がセンター以外の場合又は建築確認が不要な場合		確認検査がセンターの場合		確認検査がセンター以外の場合又は建築確認が不要な場合	
融資種別	検査区分	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
		フラット35		16,000 （税込価格17,600）	21,000 （税込価格23,100）	20,000 （税込価格22,000）	24,000 （税込価格26,400）	100,000+ 2,000×戸数 （税込価格110,000+ 2,200×戸数）	190,000+ 2,000×戸数 （税込価格209,000+ 2,200×戸数）
フラット35S Aプラン Bプラン	耐震性（機構承認住宅以外）の基準の場合	21,000 （税込価格23,100）	21,000 （税込価格23,100）	25,000 （税込価格27,500）	24,000 （税込価格26,400）	150,000+ 2,000×戸数 （税込価格165,000+ 2,200×戸数）	190,000+ 2,000×戸数 （税込価格209,000+ 2,200×戸数）	190,000+ 2,000×戸数 （税込価格209,000+ 2,200×戸数）	220,000+ 2,000×戸数 （税込価格242,000+ 2,200×戸数）
	省エネルギー性の基準の場合	16,000 （税込価格17,600）	21,000 （税込価格23,100）	20,000 （税込価格22,000）	24,000 （税込価格26,400）	100,000+ 2,000×戸数 （税込価格110,000+ 2,200×戸数）	190,000+ 2,000×戸数 （税込価格209,000+ 2,200×戸数）	140,000+ 2,000×戸数 （税込価格154,000+ 2,200×戸数）	220,000+ 2,000×戸数 （税込価格242,000+ 2,200×戸数）
	上記以外の基準の場合	18,000 （税込価格19,800）	21,000 （税込価格23,100）	22,000 （税込価格24,200）	24,000 （税込価格26,400）	120,000+ 2,000×戸数 （税込価格132,000+ 2,200×戸数）	190,000+ 2,000×戸数 （税込価格209,000+ 2,200×戸数）	160,000+ 2,000×戸数 （税込価格176,000+ 2,200×戸数）	220,000+ 2,000×戸数 （税込価格242,000+ 2,200×戸数）
フラット35S ZEH	BELS評価書（※1）又は設計住宅性能評価書（※2）を提出する場合	14,000 （税込価格15,400）	21,000 （税込価格23,100）	18,000 （税込価格19,800）	24,000 （税込価格26,400）	100,000 （税込価格110,000）	190,000 （税込価格209,000）	140,000 （税込価格154,000）	220,000 （税込価格242,000）
	設計内容説明書及び計算書等を提出する場合	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り

- 1 住宅仕様基準又は誘導仕様基準により、住宅の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級が確認できる場合、設計検査の手数料から一戸当たり1,000円（税込価格1,100円）を減額する（フラット35S ZEHを除く。）。
- 2 証明書等（※3）により、住宅の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級が確認できる場合、設計検査の手数料から一戸当たり2,000円（税込価格2,200円）を減額する（フラット35S ZEHを除く。）。
- 3 上記1及び2のいずれにも該当する場合は、上記2のみ適用する。
- 4 フラット35（一般申請）において、申請戸数が30戸を超える場合は、別途見積りとする。
- 5 フラット35S(Aプラン)の耐震性の基準で免振建築物である住宅の手数料は、別途見積りとする。

※1 BELS評価書：BELS評価機関から交付されたZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Orientedの評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）をいう。

※2 設計住宅性能評価書：断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす設計住宅性能評価書（写）をいう。

※3 証明書等：次に掲げる書類で、フラット35の断熱構造等の基準が確認できるもの、フラット35S(Aプラン又はBプラン)の省エネルギー性の基準を満たすことが確認できるもの、又はフラット35Sの耐震性の基準が確認できるものをいう。

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
- 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）
- 三 設計住宅性能評価書（写）
- 四 BELS評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）
- 五 長期優良住宅認定通知書（写）及び長期使用構造等確認書（写）

別表4 新築住宅（共同住宅等） 財形住宅

(単位：一戸当たり、円)

融資種別	設計検査	竣工現場検査
財形住宅融資（建設・購入）	10,000(税込価格11,000)	15,000(税込価格16,500)

別表5 中古住宅（一戸建て）

(単位：円)

融資種別	現場検査手数料	
フラット 35	40,000(税込価格 44,000)	
財形住宅融資（中古住宅、リ・ユース住宅）	40,000(税込価格 44,000)	
フラット 35S Aプラン Bプラン	省エネルギー性の基準（Aプラン）の場合	61,000(税込価格 67,100)
	証明書等(※1)により省エネルギー性の基準(Aプラン)が確認できる場合	52,000(税込価格 57,200)
	上記以外の基準の場合	44,000(税込価格 48,400)
フラット 35S ZEH	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	61,000(税込価格 67,100)
	BELS 評価書等(※2)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※3)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は 52,000(税込価格 57,200)
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※4)を提出する場合	
	上記以外の場合	79,000(税込価格 86,900)

※1 証明書等：次に掲げる書類で、Aプランの省エネルギー性の基準を満たすことが確認できるものをいう。

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
- 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）
- 三 新築時のフラット35の適合証明書（写）
- 四 新築時の建設住宅性能評価書（写）
- 五 新築時の長期優良住宅認定通知書（写）及び長期使用構造等認定書（写）

※2 BELS評価書等：BELS評価機関から交付されたZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedの評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）及び一次エネルギー消費量に係る計算書をいう。

※3 新築時の建設住宅性能評価書A：断熱等性能等級5以上である建設住宅性能評価書（写）をいう。

※4 新築時の建設住宅性能評価書B：断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす建設住宅性能評価書（写）をいう。

別表6 中古住宅（共同住宅等）

(単位：一戸当たり、円)

融資種別	現場検査手数料	
	共同住宅等 (登録マンション以外)	共同住宅等 (登録マンション)
フラット 35	50,000(税込価格 55,000)	25,000(税込価格 27,500)
財形住宅融資（中古住宅、リ・ユース住宅）	50,000(税込価格 55,000)	25,000(税込価格 27,500)
フラット 35S Aプラン Bプラン	省エネルギー性の基準(Aプラン)の場合	71,000(税込価格 78,100)
	証明書等(※1)により省エネルギー性の基準(Aプラン)が確認できる場合	62,000(税込価格 68,200)
	上記以外の基準の場合	54,000(税込価格 59,400)
フラット 35S ZEH	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	71,000(税込価格 78,100)
	BELS 評価書等(※2)及び新築時の建設住宅性能評価書 A(※3)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は 62,000(税込価格 68,200)
	新築時の建設住宅性能評価書 B(※4)を提出する場合	
	上記以外の場合	89,000(税込価格 97,900)
		センター交付の建設住宅性能評価書の場合は 31,000(税込価格 34,100)

- ※1 証明書等：次に掲げる書類で、Aプランの省エネルギー性の基準を満たすことが確認できるものをいう。
- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
 - 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）
 - 三 新築時のフラット35の適合証明書（写）
 - 四 新築時の建設住宅性能評価書（写）
 - 五 新築時の長期優良住宅認定通知書（写）及び長期使用構造等認定書（写）
- ※2 BELS評価書等：BELS評価機関から交付されたZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Orientedの評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）及び一次エネルギー消費量に係る計算書をいう。
- ※3 新築時の建設住宅性能評価書A：断熱等性能等級5以上である建設住宅性能評価書（写）をいう。
- ※4 新築時の建設住宅性能評価書B：断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす建設住宅性能評価書（写）をいう

別表7 リノベ（一戸建て及び共同住宅等）

（単位：一戸当たり、円）

融資種別		現場検査手数料		
		一戸建て	共同住宅等	共同住宅等 登録マンション
フラット 35		60,000 (税込価格 66,000)	70,000 (税込価格 77,000)	40,000 (税込価格 44,000)
フラット 35S Aプラン Bプラン	省エネルギー性の基準（Aプラン）の場合	81,000 (税込価格 89,100)	91,000 (税込価格 100,100)	61,000 (税込価格 67,100)
	証明書等(※1)により省エネルギー性の基準(Aプラン)が確認できる場合	72,000 (税込価格 79,200)	82,000 (税込価格 90,200)	52,000 (税込価格 57,200)
	上記以外の基準の場合	64,000 (税込価格 70,400)	74,000 (税込価格 81,400)	44,000 (税込価格 48,400)
フラット 35S ZEH	新築時のフラット 35S ZEH に適合している適合証明書を提出する場合	81,000 (税込価格 89,100)	91,000 (税込価格 100,100)	61,000 (税込価格 67,100)
	BELS 評価書等(※2)及び新築時の建設住宅性能評価書A(※3)を提出する場合	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は	センター交付の建設住宅性能評価書の場合は
	新築時の建設住宅性能評価書B(※4)を提出する場合			
	上記以外の場合	99,000 (税込価格 108,900)	109,000 (税込価格 119,900)	79,000 (税込価格 86,900)

- ※1 証明書等：次に掲げる書類で、Aプランの省エネルギー性の基準を満たすことが確認できるものをいう。
- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
 - 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書（写）
 - 三 新築時のフラット35の適合証明書（写）
 - 四 新築時の建設住宅性能評価書（写）
 - 五 新築時の長期優良住宅認定通知書（写）及び長期使用構造等認定書（写）
- ※2 BELS評価書等：次に掲げる書類をいう。
- 一 一戸建ての場合：BELS評価機関から交付されたZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedの評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）及び一次エネルギー消費量に係る計算書
 - 二 共同住宅等の場合：BELS評価機関から交付されたZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Orientedの評価書（一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。）（写）及び一次エネルギー消費量に係る計算書
- ※3 新築時の建設住宅性能評価書A：断熱等性能等級5以上である建設住宅性能評価書（写）をいう。
- ※4 新築時の建設住宅性能評価書B：断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす建設住宅性能評価書（写）をいう。

別表8 リフォーム

(単位：一戸当たり、円)

融資種別	現場検査手数料
リフォーム	40,000(税込価格 44,000)
グリーンリフォームローン(断熱改修工事)	48,000(税込価格 52,800)
グリーンリフォームローン(省エネ設備工事のみ)	32,000(税込価格 35,200)
省エネ設備工事以外の工事も含まれる場合	48,000(税込価格 52,800)
グリーンリフォームローンS	48,000(税込価格 52,800)

別表9 賃貸住宅

(単位：一戸当たり、円)

融資種別	設計検査	竣工現場検査
賃貸融資(省エネ住宅)	7,000(税込価格 7,700)	9,000(税込価格 9,900)
証明書等(※1)により省エネルギー性の基準が確認できる場合	5,000(税込価格 5,500)	9,000(税込価格 9,900)
賃貸融資(サービス付き高齢者向住宅)	5,000(税込価格 5,500)	8,000(税込価格 8,800)
まちづくり融資(賃貸)		
申請戸数が8戸を超える場合は、別途見積もりとする。		

※1 証明書等：次に掲げる書類で、フラット35の断熱構造等の基準が確認できるもの、フラット35S(Aプラン又はBプラン)の省エネルギー性の基準を満たすことが確認できるものをいう。

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(写)
- 二 低炭素建築物新築等計画認定通知書(写)
- 三 設計住宅性能評価書(写)
- 四 BELS評価書(一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票を含む。)(写)
- 五 長期優良住宅認定通知書(写)及び長期使用構造等確認書(写)